

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

国直轄河川の小貝川、県管理河川の桜川は、それぞれ水防法に基づく洪水予報を行う河川に指定されており、洪水浸水想定区域が指定されている。

小貝川洪水浸水想定区域は、概ね150年に1回程度起こる大雨(利根川水系小貝川の流域に3日間総雨量778mm)による外水氾濫の想定で、小貝川沿いの低地で、最大10m未満の浸水が予想されている。

また桜川洪水浸水想定区域は、概ね50年に1回程度起こる大雨(利根川水系桜川の流域に2日間総雨量で746mm ピーク時の1時間で77mm)による外水氾濫の想定で、桜川沿いの低地で最大10m未満の浸水が予想されている。

このほか令和4年2月、令和5年10年、令和6年4月に県管理の中小河川についても洪水浸水想定区域が指定されており、洪水に対する注意や備えが必要な地域が増えている。

商工業者へのリスクとしては、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。また、市内全域に多く立地する卸売業・小売業においては、原材料の加工業者等が被災することにより、産業全体のサプライチェーンが毀損する可能性がある。

(土砂災害：ハザードマップ)

つくば市域において、土砂災害に関する法的規制区域の現状は以下のとおりである。

なお、土石流危険渓流、及び急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険地区は、土砂災害警戒区域に指定され、さらにその中の一部は土砂災害特別警戒区域に指定されている。

商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

区分	指定箇所数	分布概況
急傾斜地崩壊危険区域	2区域	谷田部地区の小貝川・谷田川岸に面した段丘崖
急傾斜地崩壊危険箇所	57箇所	筑波地区の麓層面、荃崎地区の西谷田川・谷田川岸に面した段丘崖
土石流危険渓流	15箇所	筑波地区の麓層面
地すべり危険箇所	指定なし	—
砂防指定地	23箇所	筑波地区の麓層面
宅地造成工事規制区域	指定なし	—
崩壊土砂流出危険地区	12箇所	筑波地区の麓層面
山腹崩壊危険地区	10箇所	筑波地区の麓層面
地すべり危険地区	2箇所	筑波地区の麓層面

(茨城県地域防災計画)

(地震：J-SHIS)

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震が発生し、つくば市内においては震度 6 弱を観測した。

茨城県地震被害調査報告書（平成 30 年 12 月）では、茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある 7 つの想定地震を設定しており、つくば市の震度は下表のとおり想定されている。

商工業者へのリスクとしては、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。また、市内全域に多く立地する卸売業・小売業においては、原材料の加工業者等が被災することにより、産業全体のサプライチェーンが毀損する可能性がある。

### 茨城県地震被害想定における想定地震と本市の震度

想定地震	想定規模	つくば市の震度
①茨城県南部の地震	Mw7.3	6強
②茨城・埼玉県境の地震	Mw7.3	6強
③ F 1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	Mw7.1	4
④棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震	Mw7.0	5弱
⑤太平洋プレート内の地震（北部）	Mw7.5	6弱
⑥太平洋プレート内の地震（南部）	Mw7.5	6弱
⑦茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	Mw8.4	6強

出典：「茨城県地震被害想定調査詳細報告書（平成 30 年 12 月）」を加筆修正

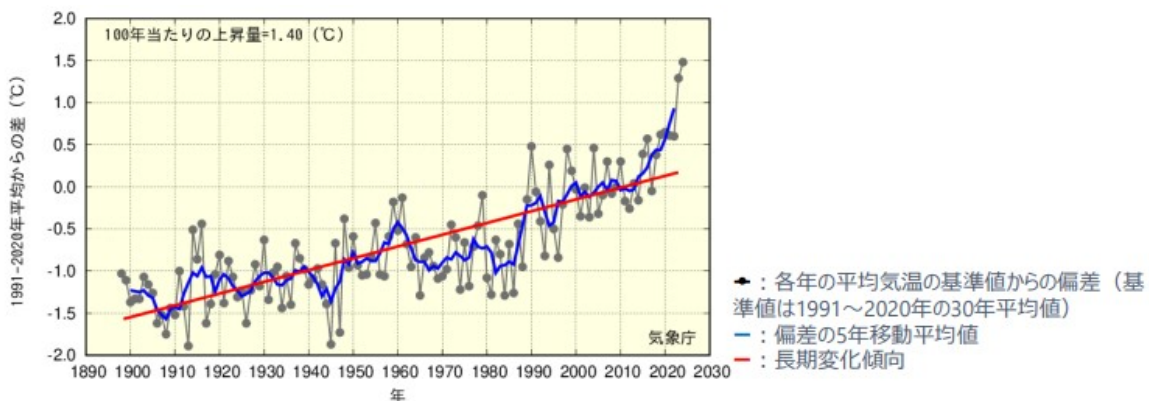
(その他特に想定されるリスク)

竜巻など激しい突風については、平成 24 年 5 月に北条地区を中心に被害をもたらした竜巻が発生したほか、令和 7 年 9 月には花室地区などで複数の竜巻が発生している。

また、気候変動により、気温上昇、雨の降り方の変化、海面水位上昇等が生じ、熱中症や気象災害等のリスクが高まっていくことが懸念されている。平均気温※は 1898～2024 年の間に 100 年当たり 1.40℃の割合で上昇。

商工業者へのリスクとしては、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

(※ 日本国内の都市化の影響が比較的小さい 15 地点で観測。)



日本の年平均気温偏差の経年変化 (1898～2024年)

(感染症、サイバー攻撃等)

グローバル化した社会では、人や物の移動が活発であり、感染症が急速に拡大するリスクが高まっており、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、新型インフルエンザ、未知の感染症の蔓延により大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、近年サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等が全国的に発生しており、当市においても同様の事案が発生するリスクが存在する。

## (2) 域内の商工業者の状況

- ・商工業者数 8,208 人
- ・小規模事業者数 5,125 人
- ・うち事業継続力強化に取り組んでいる事業者は 85 人

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
商工業者	建設業	901	849	市内に広く分散している
	製造業	438	331	工業団地に多く立地している
	運輸・郵便業	185	120	市内に広く分散している
	卸売業・小売業	2,145	1,107	市中心部に多く立地している
	金融・保険業	151	119	市内に広く分散している
	不動産・物品賃貸業	489	475	市内に広く分散している
	宿泊・飲食業	832	385	市内に広く分散している
	サービス業	2,999	1,708	市内に広く分散している
	農林漁業	68	31	

(令和3年経済センサス 活動調査)

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

- ・地域防災計画策定、事業継続計画策定
- ・防災備蓄品の備蓄
- ・災害時の医療救護についての協定締結
- ・災害時における相互応援協定締結
- ・災害時における情報収集の協力に関する覚書締結
- ・災害救援に必要な物資の調達に関する協定書締結
- ・災害時の応急対策活動に関する協定書締結
- ・災害時の緊急救援物資輸送に関する協定書締結
- ・つくば市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・つくば市新型インフルエンザ等対策行動マニュアルの策定

- ・新型コロナウイルス感染症に伴う支援策（協力金、補助金等）

## 2) 当会の取組

- 事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）に関する国の施策の周知
  - ・中小企業庁作成の小冊子やパンフレットを配布し、施策内容の周知を図っている。
- 防災意識の啓蒙
  - ・市が作成したハザードマップ及び防災ガイドを掲示し、防災についての意識向上を図っている。
- 防災訓練への参加及び協力
  - ・発災時の対応について、市が実施する防災訓練等に参加している。
- 被害に関する情報共有
  - ・発災時に被害状況を速やかに調査するとともに、調査結果について県が運用するシステムにおいてリアルタイムでの情報共有を図っている。
- 相談窓口の設置
  - ・資金調達や持続化補助金、持続化給付金、家賃支援給付金への対応など関連する施策の情報提供や申請補助を行っている。
- オンラインシステムの確立
  - 感染症リスクを考慮したオンラインシステム（遠隔会議、テレワーク等）の仕組みを確立しており、感染拡大時でも相談対応が可能である。
- 個別融資相談会
  - ・感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者等を対象に、日本政策金融公庫とともに個別融資相談会を開催している。
- 事業者への影響調査
  - ・会員事業所を対象に、感染症によりどのような影響を受けているかについてアンケート調査を実施。
- 飲食店応援事業の実施
  - ・青年部の主催により、来店客減少やイベント中止といった需要の急減により影響を受ける飲食店など対象に、売り上げ回復・販路の確保を目的としたテイクアウトイベントを開催。

## 3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・市内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る指導 15者
- ・事業者BCP策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導 2者
- ・事業継続力強化に関するセミナー 年1回
- ・茨城県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進 46者
- ・防災訓練の実施 年1回

## 2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【課題】

- ① 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② つくば市との協力体制が十分に整備されていない。
- ③ 緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員がいないため、危機管理に関する情報収集力や防災意識も低く、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。

### 【対策】

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で可能な限り把握する。
- ② 当市、当会で年2回情報共有の機会を設け、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、火災共済協同組合、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

## 3 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 市内全域に多く立地する卸売業・小売業を多面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・ 支援においては、当会の事業継続力強化計画の策定件数が13件と少ないことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年8者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 損害保険加入の取組を10者に対して行う。
- ③ 上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

### ※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

## 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

## 2 事業継続力強化支援事業の内容

### (1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画のほか、即時に取組可能な簡易的なものを含む）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

### (3) フォローアップ

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・当会、つくば市産業振興課、つくば市危機管理課と連携し、状況確認や改善点等について情報交換の機会（年2回）を設ける。
- ・つくば市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業者BCPの策定後3年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する施策等の周知を行う。

### (5) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等と連携し、普及啓発セミナーや損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

(別表2)

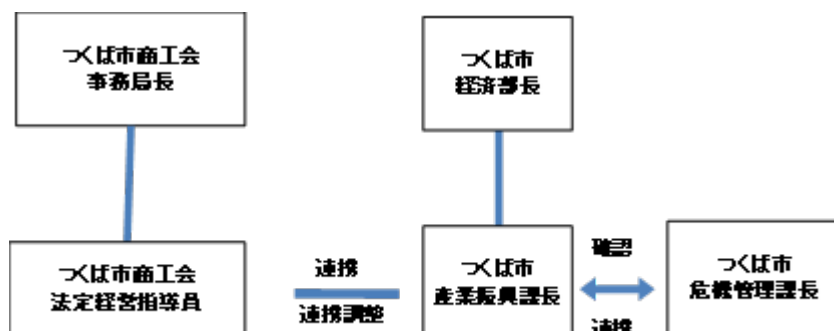
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)



① 県及び関係市町村との連携体制

- ・ 当会、本市産業振興課・危機管理課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針について情報共有を行う。
- ・ また、認定主体である茨城県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

② 商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 市内を6地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員7名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ また、保険加入促進については、当会経営指導員の巡回指導等により事業継続力強化に対する情報提供ならびに事業所BCP策定支援において支援先の発災リスクに応じた提案を行う。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員7名、の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と本市の情報交換の機会（年2回）において評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

## **(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

### ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 久松 博之（連絡先は後述（3）①参照）

### ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

## **(3) 商工会、関係市町村連絡先**

### ①商工会

つくば市商工会

〒300-3257 茨城県つくば市筑穂 1-10-4 大穂庁舎 2 階

TEL：029-879-8200 / FAX：029-879-8822

E-mail：info@tsukuba-cci.or.jp

### ②関係市町村

つくば市役所 経済部産業振興課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

TEL：029-883-1111 / FAX：029-868-7616

E-mail：eco053@city.tsukuba.lg.jp

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	550	550	550	550	550
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、つくば市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表5)

発災後の対応等に係る事項

発災後の対応等に係る事項

## (1) 発災後の対策

### ■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①相談窓口の設置</li><li>②被害調査</li><li>③経営課題把握</li><li>④復興支援業務</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①相談窓口の設置</li><li>②被害調査</li><li>④経営課題把握</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

#### 3) 被害情報の共有・報告

- ・当会は、被害状況を茨城県の指定する方法にて県に報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県へ報告を行う。

## ■感染症、サイバー攻撃等

感染症やサイバー攻撃等が発生した場合は、以下の手順で対応する。

### 1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与うるリスクについて周知する。

### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

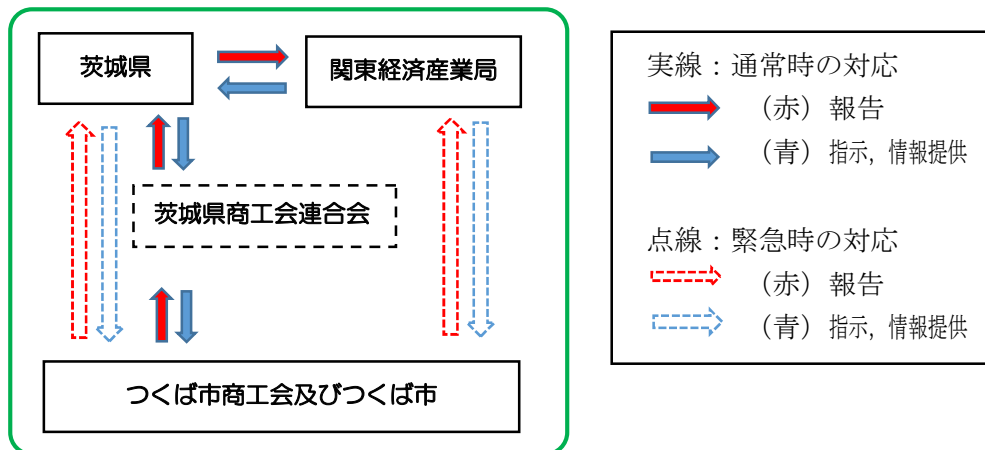
### 3) 被害情報の共有・報告

- ・当会は、国や茨城県からの情報に基づき、県が定める期日までに県の指定する方法にて県へ報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県へ報告を行う。

## (2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、茨城県の指定する方法にて情報を茨城県へ報告するとともに、当市は当会が報告した内容について確認を行う。

(連絡体制)



### **(3) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援**

- 相談窓口の開設方法について、つくば市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### **(4) 地区内小規模事業者に対する復興支援**

- 茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

#### **※ その他**

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。